

ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ ふれあい福祉相談センター
☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
◎一般相談 (どんな相談でも)	毎週月～金曜	8:30～17:00
◎ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)		
◎自立支援・家計相談		
税金相談	毎月第1金曜	10:00～15:00
◇不動産相談	毎月第3水曜	
◎障害児者相談	毎月第3木曜	
保険・年金相談	毎月第4水曜	
◎女性相談	毎月第4金曜	
*法律相談	毎月第2金曜	

◇奇数月は司法書士が応相談。

◎電話による相談も可。

*法律相談は予約制。月初めから受付。
無料での相談は一人1回です。**障害者虐待防止相談**

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ 竹原市障害者虐待防止センター
☎ 24-6007**人権相談**

差別、いじめ、嫌がらせ等、人権に関する相談を受け付けます。

日時 1月18日（水）9時～12時

場所 人権センター

問い合わせ 東広島竹原人権擁護委員協議会
☎ 082-423-7752**高齢者総合相談・介護家族相談**

相談内容	曜日	時間
高齢者総合相談	月～金	8:30～17:00 (土・日曜日は、要望により対応)
介護家族相談会	偶数月の第3火曜日	13:30～15:00

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ 地域包括支援センター ☎ 22-5494

いのちのホットライン竹原場所 ふれあい館ひろしま（中央2-4-3）
9時～18時問い合わせ いのちのホットライン竹原
☎ 22-9102**出張年金相談**

日時 1月11日（水）10時～15時30分

場所 福祉会館2階会議室

※相談は予約制です。

※1月6日（金）12時までに要申し込み。

申し込み・問い合わせ 呉年金事務所 ☎ 0823-22-1691

県民相談

行政関係相談、交通事故に関する相談、相続や離婚など家族に関する相談、近隣トラブル相談などを受け付けます。

日時 第2木曜日 10時～12時、13時～16時

場所 広島県東広島庁舎1階（東広島市西条昭和町13-10）

問い合わせ 西部地域県民相談室東広島支所 ☎ 082-422-6911

行政相談

国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ 行政相談委員 黒崎 耕二（忠海中町）☎ 26-0607

消費生活相談室便り**～購入直後にエンジントラブルで動かなくなった中古車～****〈相談内容〉**

先日、現状渡し（保証なし・定期点検整備なし）で中古車を購入したが、購入直後に調子が悪くなり動かなくなってしまった。エンジンに問題があるとわかったため、販売店に無償修理をお願いしたが、「販売時にわからなかった不具合であり、現状渡しでもあるので有償修理になる。」と言われた。

販売時にわからなかった場合は販売店に責任はないのか。

〈アドバイス〉

中古車の場合、事例のような「現状渡し販売」は整備をせず、保証もつけずに店頭展示の状態のまま販売をするため、比較的安い価格設定となっているケースが多いようです。

しかし、例えこのような販売方法であっても、販売後の責任が売主に発生しないというわけではありません。保安基準に適合しない車両に自然損耗とはいえない不具合が発生した場合、購入の際にその不具合について説明を受けていなければ、売主は法律上修理に応じなければならない、とされています。

この場合、販売店がこの隠れた不具合を知っていたかどうかは関係なく、知らなかった場合でも無償修理の要求に応じる必要がある、とされています。

なお、中古車は新車と異なり、一般的に自然損耗が原因となる不具合については、販売店は責任を負う必要がないことを承知しておきましょう。

相談窓口 おかしいな、困ったなと思ったら、

消費生活相談室にご相談ください。☎ 22-6965



女性が活躍できる 社会の実現を目指して

「女性活躍推進法」について

みなさんは、今年の4月から施行された「女性活躍推進法（※1）」をご存知ですか。

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的に、10年間の時限立法として制定されました。

この法律により、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、行動計画の策定や公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等（※2））に義務付けられました。

行動計画には、採用者に占める女性の割合、勤続年数の男女差の縮小、労働時間の状況、管理職に占める女

性の割合など、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込むこととされています。

なお、行動計画の届出を行い、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業は、申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することが出来ます。

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

※2 常時雇用する労働者が300人以下の民間企業等にあつては努力義務

女性の就業を取り巻く現状

平成26年における国の調査によると、女性の非労働力人口²、908万人のうち、就業を希望しているにもかかわらず、出産・育児・介護等を理由に働いていない女性が303万人。また、第1子出産を機に6割の女性が離職するという結果が出ています。

女性の活躍を推進し、豊かで活力ある社会を実現するという観点からも、今よりもっと多くの女性が、もっと長い期間、高い能力を発揮して働き続けることができる職場づくりをめざすことが重要です。

市の取組

市においては、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間を計画期間とする「竹原市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定しました。

この計画において、採用から登用に至るあらゆる段階において実施する取組の内容や達成しようとする目標等を定めています。

取組目標としては、「男性職員の育児休業取得の促進」・「管理的地位への女性職員の登用」・「超過勤務の縮減」の3つを定め、それぞれに数値目標を設定することで、女性職員が働きやすく、働きがいをもって、ますます活躍できるような環境づくりに取組んでいきます。

女性が活躍できる 社会の実現を目指して

急速な少子高齢化の進展や、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会の実現のためには、女性の活躍が欠かせません。

働く場面において、すべての女性がその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を共に目指していきましょう。




11月22日～30日にかけて、「人権の花」運動として人権擁護委員のみなさんが市内の小学校1年生にヒヤシンスの水栽培セットを贈りました。

みんなで協力し合って育てることを通じて、また、紙芝居や指人形などで、生命の尊さや思いやりの心の大切さを伝えました。

2月頃、花が咲くのが楽しみです。